
プロジェクト パーシャルスピンの会計処理**項目 適用時期及び経過措置**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、現在審議を行っているパーシャルスピンの会計処理に関する企業会計基準適用指針第 2 号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(以下「自己株式等適用指針」という。)等¹の改正における適用時期及び経過措置について検討することを目的としている。

II. 適用時期**ASBJ 事務局による分析及び提案**

2. 令和 5 年度税制改正において、スピンオフ実施法人に一部持分を残す(発行済株式総数の 20%未満)スピンオフについて、一定の要件を満たせば課税の対象外とする特例措置が設けられた(いわゆるスピンオフ税制)。当該税制改正は 2024 年 3 月 31 日までの 1 年限りの時限措置²として導入されており、今後恒久化するか否かは現時点で明らかにされていない。
3. 今回の基準開発にあたっては、いわゆるスピンオフ税制が時限措置であることを踏まえて早期に基準開発を完了させることが開発ニーズとして聞かれている。したがって、できるだけ早く適用可能な状態とすることについてニーズがあると考えられる。
4. また、通常、周知期間の観点から適用時期について一定程度時間的な余裕を設けるが、今回の基準開発の範囲は、保有する完全子会社株式の一部を株式数に応じて比例的に配当(按分型の配当)し、子会社株式に該当しないケース又は子会社株式及

¹ 自己株式等適用指針の改正と併せて、企業会計基準適用指針第 28 号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」を改正することを予定している。

また、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 7 号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」についても、同協会に改正を依頼することを予定している。

² 税制適格要件として、2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの間に産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けることが求められているが、当該期間中に株式分配を行うことまでは求められていないとされている(長島・大野・常松 法律事務所「税制適格パーシャルスピンの導入～『令和 5 年度税制改正大綱』を踏まえて」(NO&T キャピタルマーケットニュース レター No. 22 (2023 年 1 月)))。

び関連会社株式のいずれにも該当しないケースに限定しており、これに該当する取引を行う企業数は必ずしも多くないと考えられる中で、取引を行う企業は会計上の取扱いを十分に検討した上でスキームを構築すると考えられることから、周知期間の観点で時間的な余裕を設ける必要性は乏しいと考えられる。

5. 本資料第3項及び第4項の分析を踏まえ、自己株式等適用指針等の改正案の適用時期については「公表日以後ただちに適用する。」と定めてはどうか。

III. 経過措置

ASBJ 事務局による分析及び提案

6. 企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第6項(1)では、「会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」が行われた場合、会計基準等に特定の経過的な取扱いが定められていない場合には、新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用することが求められている。しかしながら、今回の基準開発の範囲については、保有する完全子会社株式の一部を株式数に応じて比例的に配当（按分型の配当）し、子会社株式に該当しないケース又は子会社株式及び関連会社株式のいずれにも該当しないケースであり、通常、これに該当する取引を行う企業は会計上の取扱いを十分に検討した上でスキームを構築するため、スキーム実行時に想定していなかった会計処理を過去に遡って求めることは適切でないと考えられる。
7. 一方、いわゆるスピノフ税制が時限措置である中で最終基準の公表時期が正確には見通せないことを踏まえると、2023年4月1日から基準公表日の間に実行された取引についても自己株式等適用指針等の改正案の適用を認める方が基準開発の趣旨に合致すると考えられる。
8. 本資料第6項及び第7項の分析を踏まえ、自己株式等適用指針等の改正案の経過措置については次のとおり定めてはどうか。
 - (1) 公表日後に実施される取引から適用する。
 - (2) ただし2023年4月1日から公表日までの間に実施された取引について適用することを妨げない。

ディスカッション・ポイント

本資料第 2 項から第 8 項に記載している ASBJ 事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

以 上